



許可番号 第 02853012125 号

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府大阪市西区立売堀五丁目5番21号

氏 名 新虎興産株式会社  
代表取締役 木村 高士

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 井戸 敏 三



許可の年月日 平成26年4月14日

許可の有効年月日 平成31年4月13日

### 1. 事業の範囲

事業の区分: 収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱特別管理産業廃棄物の種類

1. 廃油
2. 廃酸
3. 廃アルカリ
4. 廃石綿等
5. 廃ポリ塩化ビフェニル等(電気機器又はOFケーブル(ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。)に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが廃棄物となったものに限る。)
6. ポリ塩化ビフェニル汚染物(電気機器又はOFケーブル(ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。)に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものに限る。)
7. ポリ塩化ビフェニル処理物(電気機器又はOFケーブル(ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。)に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが廃棄物となったもの及び塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものを処分するために処理したのものに限る。)

以上7種類

### 2. 許可の条件

(1) 当該特別管理産業廃棄物の運搬先については、排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

(2) ポリ塩化ビフェニルを使用していないとする電気機器等であって微量のポリ塩化ビフェニルに汚染された絶縁油を含むものの運搬時には、容器等を固定することなどにより、運搬時に破損・漏洩が起らないよう十分な対策を講ずること。

### 3. 許可の更新又は変更の状況

平成26年4月14日 新規許可

平成28年2月12日 変更許可(取扱特別管理産業廃棄物の追加)

### 4. 積替え許可の有無

無

### 5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

平成29年9月6日 変更届により書換え

整理番号 第2553009号